

## さいたま市社会福祉施設整備工事検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市から補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する社会福祉法人等に対して行う社会福祉施設整備工事検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定め、社会福祉施設の適正な整備を図ることを目的とする。

### (検査対象)

第2条 検査の対象は、社会福祉法人（設立準備会を含む。）、学校法人、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特殊社団法人若しくは特例財団法人（以下「法人」という。）が次の各号に掲げる社会福祉施設を創設、増築又は改築するにあたり、市の補助金が5,000万円以上交付される施設整備工事とする。

- (1) 老人福祉法第5条の3に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に定める障害者支援施設
- (3) 児童福祉法第7条第1項に定める保育所、幼保連携型認定こども園

### (検査種別)

第3条 検査の種別は、着工時検査、中間時検査及び完成時検査とする。

2 前項の検査の他、必要に応じて別途検査を実施することができる。

### (検査の実施)

第4条 検査は、対象となる社会福祉施設において実施する。

2 検査の実施に当たっては、事前に検査の期日、検査担当職員の氏名その他必要な事項を法人の代表者に対し、文書をもって通知し、法人の代表者を含む複数の理事、監事及び事務担当者等の出席を求める。

3 検査は、別に定める社会福祉施設整備進行管理表、社会福祉施設整備工事検査記入書及び実地において確認する関係諸帳簿並びに代表者等からのヒアリング等により行う。

4 検査担当職員は、検査の終了後、原則として、法人の代表者等に対し講評を行う。

### (検査結果)

第5条 検査担当職員は、検査の終了後、速やかにその結果を部長に報告する。

2 検査の結果については、法人の代表者に対し、文書をもって通知する。

3 文書による改善指導事項については、期限を指定し、その改善状況の報告を求める。

### (関係機関等との連携)

第6条 検査の重点事項及び実施計画の策定、検査の実施及び結果の処理に当たっては、関係課所と十分な連携のもとに行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。